

沿岸広域振興局長告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年2月16日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 106号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市川井第4地割19番31地先から19番1地先まで	新	m 80.7~22.7	m 83.6
	旧	25.3~17.5	83.6
宮古市川井第3地割17番1地先から17番1地先まで	新	43.3~30.8	43.5
	旧	21.3~18.5	43.5

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成30年2月16日から同年3月16日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 340号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市川井第6地割104番1地先から104番1地先まで	新	m 71.6~30.5	m 30.0
	旧	33.9~29.3	30.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成30年2月16日から同年3月16日まで